

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの信頼を得るためコーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが、企業経営上最も重要な課題の一つであると認識し、以下に掲げる基本方針のもと、内部統制体制の整備・充実に努め、経営の健全性・透明性・効率性の向上を図ってまいります。

2. コーポレートガバナンスに対する基本方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利及び株主の実質的な平等性を確保するとともに、株主の適切な権利行使を可能とする環境を整備してまいります。特に、少数株主や外国人株主の権利、権利行使及び実質的な平等性については、配慮いたします。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、当社が開示・提供する情報が株主との間で建設的な対話を行なう上での基盤となることを踏まえ、財務情報及び非財務情報について、法令に基づき適切な開示を行なうとともに、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社または東京証券取引所のウェブサイト、有価証券報告書等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

(4) 取締役会等の責務

当社は、取締役会において、企業戦略等の方向性を定めております。

また、「取締役会規則」及び「職務権限規則」等により取締役と各部所の職務と責任を明確にすることで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役による、独立した客観的な立場からの経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行っております。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との建設的な対話が不可欠と考えております。そのため、管理部門担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社ウェブサイトにおいて当社の経営方針を株主・機関投資家に向けて説明するとともに、株主・投資家からの取材にも積極的に応じております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成におきましては、機関投資家や海外投資家の比率が高くないことから、現時点では、議決権の電子行使を可能とするための環境整備や招集通知の英訳等の対応をとることは考えておりません。

毎年、株主構成を確認し、機関投資家や海外投資家の比率が上昇してきた場合には、これらの対応についてはあらためて検討したいと考えております。

【原則2-6、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

確定給付企業年金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関等に委任しており、運用に当たる適切な資質を持った人材の登用や配置は行っておりませんが、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするため、総務部及び経理部が業務を担当しております。

【補充原則3-1-2】

当社の株主構成におきましては、海外投資家等の比率が高くないことから、現時点では、英語での情報の開示・提供等の対応をとることは考えておりません。

毎年、株主構成を確認し、海外投資家等の比率が上昇してきた場合には、これらの対応についてはあらためて検討したいと考えております。

【補充原則4-1-3】

当社取締役会は、具体的な後継者計画は策定しておりませんが、代表取締役の育成にあたっては、取締役候補選任の方針に基づき、業務執行を行う執行役員及び経営的視点で統括する取締役の経験を積み、それぞれの知識・経験等を有する人材を後継者とする仕組みとしており、その運用について適切に監督しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の決定にあたっては、管理担当役員が立案した原案に基づく社外取締役との事前審議を経た上で、取締役会において決定することとしております。

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討に際して経営陣による評価・説明責任が重要であり、これに独立社外取締役の助言・監督の視点をバランスよく組み込んだ決定方法としており、この方法が適切と考えており、現在のところ諮問委員会を設置する必要はないと考えております。

[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、「コンポーネントソリューション事業本部」「トータルソリューション事業本部」「コーポレート本部」の各事業分野に精通した業務執行取締役と、長年にわたり国内外において営業実務に携わるとともに、取締役として企業経営にも従事していた社外取締役とで構成しており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立していると認識しております。

なお、現在の取締役に女性と外国人はおりませんが、今後はジェンダーや国際性の面を含む多様な取締役を選任することを検討してまいります。また、当社の社外監査役には、財務部門長職経験者及び弁護士がおり、財務・会計・法務に関する適切な知見を有しております。

当社では、社外取締役を選任するなど、取締役会の機能向上を図っております。

[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、経営戦略や経営計画について、今後は自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本方針及び収益力等に関する目標を定め、その実現のために事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、定時株主総会招集ご通知、有価証券報告書及び当社ウェブサイト等で開示することを検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

原則1-4. 政策保有株式

当社は、政策保有株式（純投資目的以外の目的で保有する株式をいう。以下同じ。）を取引先との取引関係の維持・強化を主な目的として、投資対象としての安定性等も総合的に勘案した上で、保有しております。また、保有の意義が低下した銘柄については、市場動向等を勘案しながら、縮減いたします。これら政策保有株式については、毎年取締役会で① 取引実績 ② 持合い解消合意の有無 ③ 持合い解消による影響 ④ 資本コストと時価ベース配当利回りの比較の4点を判断基準として検証を行い、持合い解消合意後も保有を継続している銘柄を売却するとともに、時価ベース配当利回りが資本コストを下回る銘柄については、取引状況も勘案しながら、保有継続の可否を引き続き検討することとしております。また、政策保有株式に係る議決権は、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有目的を勘案して行使しております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での承認を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、「定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項（連結注記表・個別注記表）」で開示しております。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

（定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 <https://www.kyoei.co.jp/ir/stock/meeting.html>）

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、有価証券報告書等にて開示しております。

（当社ウェブサイト（経営理念） <http://www.kyoei.co.jp/company/vision.html>）

（当社ウェブサイト（中期経営計画） <https://www.kyoei.co.jp/company/gp2020.html>）

（有価証券報告書 https://www.kyoei.co.jp/ir/ir_material/financial_report.html）

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。

<方針>

- ・当社の取締役報酬は、毎月固定の報酬である「固定報酬」と、業績に応じて変動する「業績連動報酬」で構成しております。
- ・固定報酬の額は、外部専門機関の調査に基づく他社支給水準を参考に役割・責任に応じて決定いたします。
- ・社外取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬として、単年度の業績や中長期指標の目標数値の達成度に連動する賞与を支給いたします。
- ・社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、賞与の支給はありません。

<手続>

- ・取締役報酬の総額については、平成18年6月29日開催の第72回定時株主総会における「取締役の報酬額は年額3億円以内、監査役の報酬額は年額6千万円以内とする。ただし、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。」旨の決議により定められた上限額の範囲内において決定しております。
- ・個別の取締役報酬額については、上記報酬総額上限額の範囲内において、管理担当役員が報酬案を立案し、それに基づく社外取締役との事前審議を経た上で、取締役会で決定いたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、以下のとおりです。

<方針>

- ・能力、知識、経験及び人柄等を判断した上で、適材適所の観点より総合的に検討し決定しております。

<手続>

- ・代表取締役が、上記方針に基づいて経営陣幹部を含む取締役候補者及び監査役候補者を選出し、社外取締役との事前審議を経た上で、取締役会において検討し、指名いたします。
- ・経営陣幹部の解任については、職務上の義務に違反し、または職務を怠るなど、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、社外取締役との事前審議を経た上で、取締役会において審議いたします。

(5) 当社は、取締役・監査役候補者の選解任理由について、当社ウェブサイトに掲載する株主総会招集ご通知において、公表しております。

（定時株主総会招集ご通知 <https://www.kyoei.co.jp/ir/stock/meeting.html>）

[補充原則4-1-1]

当社は、「取締役会規則」において、法令または定款に定められた事項及び業務執行上の重要事項を取締役会の決議事項として定め、「職務権限規則」において、取締役会が経営陣に委任する権限の範囲を明確に定めております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役候補者として、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験、高い見識に基づいて取締役会での議論に貢献できる方を選定しております。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立させるべく、取締役の人数は12名を上限としております。なお、現在の当社取締役会は、「コンポーネントソリューション事業本部」「トータルソリューション事業本部」「コーポレート本部」の各事業分野に精通した業務執行取締役と、長年にわたり国内外において営業実務に携わるとともに、取締役として企業経営にも従事していた社外取締役との総勢7名で構成しております。

また、取締役の選解任に関する方針・手続については、原則3-1(4)において、開示しております。

〔補充原則4-11-2〕

当社は、取締役及び監査役が他社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を「取締役会規則」にて定めております。また、取締役及び監査役の重要な兼職の状況(他の上場会社役員の兼任を含む)は、定時株主総会招集ご通知、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

(定時株主総会招集ご通知 <https://www.kyoei.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

(有価証券報告書 https://www.kyoei.co.jp/ir/ir_material/financial_report.html)

〔補充原則4-11-3〕

取締役会が実効性を持って機能しているかを確認し、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、2019年4月から2020年3月を対象期間として、取締役会メンバーが、アンケートによる自己評価を実施いたしました。評価項目の概要は、以下のとおりです。

1) 取締役会の構成 2) 取締役会の運営・審議・議論 3) 社外取締役の有効性 4) 取締役・監査役への支援体制 5) その他(トレーニング等)
アンケート結果について取締役会において検討した結果、総合評価として「全体として役割・責務を実効的に果たしている」との評価となったが、取締役会においてより充実した議論を行うためには、決議事項や報告事項の範囲や数の見直し、資料配布時期の早期化等を継続するとともに、取締役会と経営会議の在り方について再検討が必要との結論に至りました。

この結果を踏まえて、引き続き以下の取組みを推進することいたしました。

(1) 各取締役が特に時間を掛けて議論を深めるべきとして上程する議案については、社長、コーポレート本部担当役員が事前に優先順位付けを行い議題を絞り込むこととする。

(2) 取締役会に連動する経営会議及び各本部長主催の本部会議の位置付けや出席者など、会社幹部が関わる会議体を包括的に見直し、取締役会の議題を絞り込むことで、踏み込んだ議論に繋げることとする。

〔補充原則4-14-2〕

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下のとおりです。

当社では、取締役コーポレート本部長が、社外取締役・社外監査役に対し、就任時に当社の事業・財務・組織等に関する必要な情報の習得及び取締役・監査役に求められる役割と責務について理解を得るための説明をいたします。社内出身の取締役・監査役に対しては、経営会議等を通じてこれらを習得する機会を提供いたします。

また、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する研修機会を提供いたします。

〔原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主との対話(面談)が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであることを認識し、合理的な範囲で積極的に応じております。

なお、当社の株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。

- 当社は、取締役コーポレート本部長がIR担当部門である経営企画室と連携して、合理的な範囲で建設的な対話に応じております。
- 当社は、対話を補助するIR担当部門である経営企画室と総務部及び経理部とで情報共有を図るなど、有機的な連携をとっております。
- 当社は、当社ウェブサイトにおいて、「株主・投資家情報」のページを設け、経営方針や資本政策の基本的な方針など、非財務情報も含めて積極的に開示しております。また、株主との対話の機会についても検討してまいります。
- 当社は、対話において把握された株主の意見・懸念を取締役コーポレート本部長が適宜取締役会に報告し、経営陣幹部や取締役会で情報を共有しております。
- 当社は、「内部情報管理規則」を設けてインサイダー情報管理について定めるとともに、株主・機関投資家との対話の際には、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	558,958	18.34
加賀電子株式会社	195,700	6.42
協栄産業従業員持株会	158,842	5.21
株式会社三菱UFJ銀行	107,496	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	106,000	3.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,400	2.05
株式会社りそな銀行	57,700	1.89
日本生命保険相互会社	50,000	1.64
水谷 廣司	44,600	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	44,500	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田二郎	他の会社の出身者					△						
齋藤淳	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田二郎	○	福田二郎氏は、当社の主要取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) の出身であり、当社は同社と借入等の取引関係があります。	福田二郎氏は、金融機関での長年の経験に加え、他社において営業及び企画業務に携わるとともに、取締役として企業経営にも従事されており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般について助言を頂戴することができると判断し、独立役員として指定いたしました。なお、同氏は当社の主要取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) の出身者ですが、同氏が当社社外取締役に就任した2018年6月の時点で株式会社三菱東京UFJ銀行退社後12年が経過しており、独立性については問題はないものと判断いたしました。

齋藤 淳	○	齋藤淳氏は、当社の主要株主である三菱電機株式会社(当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合17.50%)の出身であり、当社は同社と製品の仕入及び販売等の取引関係があります。	齋藤淳氏は、三菱電機株式会社において要職を歴任された経験に加え、長年にわたり島田理化工業株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般について助言を頂戴することができると判断し、独立役員として指定いたしました。なお、同氏は当社の主要株主である三菱電機株式会社の出身者ではありますが、同社退社後7年が経過しており、独立性については問題はないものと判断いたしました。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査役と年間監査予定、業績分析報告等、必要に応じて随時情報交換することにより、相互の連携を深めております。監査役は、監査部と年間監査予定、業績分析報告等、必要に応じて随時情報交換することにより、相互の連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋哲夫	他の会社の出身者							△		△				
黒田純吉	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高橋哲夫	○	高橋哲夫氏は、当社の主要株主である三菱電機株式会社(当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合17.50%)の出身であり、当社は同社と製品の仕入及び販売等の取引関係があります。	高橋哲夫氏は、株式会社ルネサステクノロジ及び株式会社日本環境認証機構において経理部長として培われた知識・経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を生かして、外部からの視点に基づき客観的に監査していただけると判断し、独立役員として指定いたしました。なお、同氏は当社の主要株主である三菱電機株式会社の出身者ではありますが、同社退社後4年が経過しており、独立性については問題はないものと判断いたしました。
黒田純吉	○	----	黒田純吉氏は、他社の社外監査役となること以外、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた法律知識を、当社の監査体制に活かしていただき、コンプライアンス等の視点により経営監視機能の充実を図ることができるものと考え、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役の報酬のうち、賞与を中長期的な業績と連動する報酬とし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう設定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役(社外取締役を除く) 6名 総額 149,531千円 (固定報酬 131,256千円 賞与 18,275千円)

監査役(社外監査役を除く) 1名 総額 15,570千円 (固定報酬 15,570千円)

社外役員 4名 総額 30,870千円 (固定報酬 30,870千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<方針>

- ・当社の取締役報酬は、毎月固定の報酬である「固定報酬」と、業績に応じて変動する「業績連動報酬」で構成しております。
- ・固定報酬の額は、外部専門機関の調査に基づく他社支給水準を参考に役割・責任に応じて決定いたします。
- ・社外取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬として、単年度の業績や中長期指標の目標数値の達成度に連動する賞与を支給いたします。
- ・社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、賞与の支給はありません。

<手続>

- ・取締役報酬の総額については、平成18年6月29日開催の第72回定時株主総会における「取締役の報酬額は年額3億円以内、監査役の報酬額は年額6千万円以内とする。ただし、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。」旨の決議により定められた上限額の範囲内において決定しております。
- ・個別の取締役報酬額については、上記報酬総額上限額の範囲内において、管理担当役員が報酬案を立案し、それに基づく社外取締役との事前審議を経た上で、取締役会で決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会議案の事前資料配布に加え、管理部門の担当部署が必要事項をフォローする体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
平澤照雄	相談役	代表取締役社長経験者として、経営陣からの求めに応じ、その経験と見識に基づいた助言を提供すること。	非常勤 報酬あり	2011/06/29	1年毎に更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は、「名誉会長職および相談役職に関する取扱い内規」を制定しております。
名誉会長または相談役の任命およびその報酬については、取締役会の決議により決定しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社グループは、ステークホルダーの信頼を得るためコーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが、企業経営上最も重要な課題の一つであると認識しております。そのため、内部統制体制の整備・充実に努め、経営の健全性・透明性・効率性の向上を図ってまいります。

取締役会は、毎月1回の定時開催のほか必要により臨時に開催しており、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。取締役会は、代表取締役社長平澤潤が議長を務めております。その他、取締役会長 水谷廣司、取締役 萩谷昌弘、取締役 村本篤、取締役 鐘江俊介、社外取締役 福田二郎、社外取締役 齋藤淳の7名で構成しております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、毎月1回の定時開催のほか必要により臨時に開催しております。監査役会は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行についての監視を行っております。監査役会は、監査役寺澤克己、社外監査役 高橋哲夫、社外監査役 黒田純吉の3名で構成しております。

トップミーティングは、必要ある都度開催しており、原則として代表取締役社長 平澤潤（以下「社長」という）及び取締役会長 水谷廣司が出席するほか、必要に応じてその他の取締役が出席し、社長の諮問機関として、諮問事項や特に重要な事項を審議しております。

コーポレート・ガバナンスを更に強化し、意思決定と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員内規により執行役員の業務執行責任と権限を明確化しております。また、企業倫理の充実と法令遵守の徹底を図るため、コーポレート本部各部に分散していたコンプライアンス関係機能を集約したコンプライアンス部を設置しております。

経営会議は、毎月開催しており、全ての取締役及び執行役員が出席し、事業部毎の業務執行状況の報告や重要事項の審議を行っております。

経営会議は、代表取締役社長 平澤潤が議長を務めております。その他、取締役会長 水谷廣司、取締役萩谷昌弘、取締役 村本篤、取締役 鐘江俊介、社外取締役 福田二郎、社外取締役 齋藤淳の取締役7名と、上席執行役員 井口義広、上席執行役員 斉藤陽一、執行役員 高橋利行、執行役員 小林久人、執行役員 杉内永樹の執行役員5名の計12名で構成しております。

社長直轄の内部監査機関として監査部を設置しており、当社及びグループ各社の監査を随時実施し、定期的に社長に対して報告を行っております。

顧問弁護士には、法律に関連する問題についての相談・確認を通じて、また、会計監査人には、会計に関連する問題についての確認と会計監査を通じて、いずれも当社グループのコーポレート・ガバナンスに大きな役割を果たして頂いております。

会計監査人として監査法人保森会計事務所を選任しており、会計監査は期末に偏ることなく期中から平均的に実施されております。また、会計監査人は、監査役及び監査部と年間監査予定、業績分析報告等、必要に応じて随時情報交換することにより、相互の連携を深めております。

業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
横山 博、渡部逸雄
- ・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会・経営会議・トップミーティングの適切な運営、執行役員制度による意思決定と業務執行の迅速化、社長直轄の監査部の充実、コンプライアンス部及び社内通報制度による法令順守の徹底等を図るとともに、社外取締役による監視・監督と監査役監査の実施により、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めます。

社外取締役は、ボードとしての取締役会の一員として議決権を有し、外部者としての客観的で中立な立場から取締役会における意思決定を監視し、業務執行状況の監督を行います。

監査役監査では、監査役3名（うち社外監査役2名）により取締役会、トップミーティング及び経営会議への出席、工場・営業所への往査、事業部門等に対するヒアリング、国内外の子会社監査等のほか、会計監査人・監査部との緊密な連携等をとっております。更に2名の社外監査役による、外部者としての客観的で中立な立場からの監査を行っており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討に際しては、経営陣による評価・説明責任が重要であり、これに独立社外取締役の助言・監督の視点をバランスよく組み込んだ決定方法としており、この方法が適切と考えており、現在のところ任意の指名委員会・報酬委員会などの諮問委員会を設置する必要はないと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めております
その他	招集通知のHPでの開示（発送日から総会当日まで掲載）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	HPで開示しております	
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・招集通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室	
その他	東証→情報取扱責任者 取締役 常務執行役員 村本 篤	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業方針の中でステークホルダーに対する取り組み姿勢を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、グループとして環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示委員会を設置しており、適時開示規則に従って、開示が必要となる場合には、迅速かつ正確な会社情報を開示することとしております。
その他	当社では、男性、女性の区別なく、その能力に応じて登用し、処遇しております。現在、役員への女性の登用はしていません。また、2020年6月現在、女性管理職は6名となっております。 当社では、女性従業員の定着率を高めるべく、産前・産後の休日の取得や育児休暇の取得し易い職場環境の整備を進める等、女性従業員の就業し易い環境の整備を心がけております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役および従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための内部統制システムを次のとおり定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回の定時開催のほか必要により臨時に開催して、取締役の業務執行の状況を監督します。毎月開催する経営会議においては、重要業務の執行が法令及び定款に適合して行われていることを確認するとともに、社長直轄の監査部が、グループ各部門の業務活動について、社内規則及び法令に対する順守状況等を内部監査します。

更に、当社は、常時、法令順守が事業活動の前提であることを、役員及び従業員に徹底するとともに、コンプライアンス担当役員のもと、「コンプライアンス部」を中心として、企業倫理の充実と法令順守の徹底を図るべく、順法精神の啓蒙と教育、法令順守に関連するルールの整備を進めます。その一環として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを徹底します。また、人事部、経理部、コンプライアンス部並びに顧問弁護士を相談及び通報の窓口とした社内通報体制を設置して、グループ会社内での、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会議事録」「稟議書」等業務執行に係る重要文書は、法令並びに社内規則に従い、適切に作成・保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、業務執行部門が各々責任をもって対応するとともに、全社的対応としては、管理部門内の主管部門が、担当分野毎に社内規則を制定し、教育、啓蒙活動、業務監査等を実施するなど、関係する業務執行部門と連携してリスクの回避、予防、管理に努めます。

また、リスクが現実化した場合には、各業務執行部門と管理部門内の主管部門とが、速やかに協議した上で対応します。

更に、重要な法務問題については、総務部が窓口となり、必要により顧問弁護士に相談・確認しながら対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、特に重要な事項や社長の諮問事項については、トップミーティングにおいて審議することにより、取締役会の意思決定の迅速化を図るとともに、執行役員に対し権限の委譲を行い、業務執行の迅速化を図ります。

また、事業年度及び半期の事業計画を作成し、取締役会において意思決定するとともに、毎月開催する定時取締役会及び経営会議において月次予想に基づいて執行状況を監視します。

更に、実績及び予想については、全てIT化することにより関係者にデータを配布して、効率化を推進します。

5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「協栄グループ管理運営規則」に基づいて、グループ間の適正かつ効率的な業務遂行を行うとともに、監査役及び監査部が子会社の監査をすることにより、適正な管理の実現を図ります。

また、毎月開催する経営会議において、グループ各社からの報告を受け、各々の業務執行が適正に行われていることを確認します。

当社は、グループ会社のリスク管理について、グループ会社毎に所管部門及び統括管理部門を置き、業務遂行の支援、指導を行うことにより、リスクの回避、予防及び管理に努め、リスクが現実化した場合は速やかに対応します。

当社は、グループ会社を含む社内通報制度の設置により不正行為の早期発見に努めるとともに、コンプライアンス部を中心としてグループ各社に対する順法精神の浸透に努めます。

当社は、金融商品取引法及び関連法令に基づく財務報告の信頼性を確保するため、グループ全体で必要かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善のうえ運用します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する

指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の確保に際して、監査役の職務を補助すべき使用人を置きます。

当該使用人の職務については、監査役の要請がある場合は、当該要請を極力尊重し、対応します。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、会社又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき

又は当該事実があることの報告を受けたときは、法令に従い、直ちに監査役又は監査役会に報告します。

また、内部監査の実施状況、社内通報制度による内部通報の状況及びそれらの内容について、速やかに報告します。

監査役は、取締役会、トップミーティング、経営会議等への出席、工場・営業所への往査、各事業部門及び

グループ会社に対するヒアリングを通じて、報告を受けます。

当社は、「協栄グループ社内通報規則」を制定し、内部通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないこととしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、相互の連携を図るため、年間監査予定、業績分析報告等については、監査部を加え、必要により随時情報交換を行います。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、

当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、

速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と関わる事がコンプライアンスの観点から重大なビジネスリスクになるものと考え、そのような勢力と一切関係を持たないよう毅然とした態度で対応し、企業としての社会的責任を果たしていきます。このような方針のもと、当社は『行動規範』において『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、一切関係を持つてはなりません』と定め、グループ各社の取締役及び従業員への周知徹底を図っております。また、管理部門が中心となり、平素から反社会的勢力による不当要求に備えて情報の収集を行うとともに、警察等の関係行政機関や弁護士との連携体制の構築に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 基本方針

当社では、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示については、東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従って、正確かつ公平なタイムリーディスクロージャーを行っております。

重要情報の開示は、東京証券取引所の提供する「TDnet」において公開し、報道機関等への資料配布（プレスリリース）も行うとともに、当社ホームページにも速やかに掲載しております。

なお、当社の内部統制は職務権限の明確化と、適正な牽制が機能する体制を整備しており、監査部による期中監査を通じ、社内規則及び法令の遵守、並びに業務内容の健全性保持に努めております。

さらに、監査役（監査役会）は会社機能の健全性維持のため、取締役会その他重要な会議に出席するほか期中の監査を実施しております。

2. 社内体制

(1) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。

決定された重要事実について、適時開示規則に従い、開示が必要か否かを情報開示委員会で検討し、開示が必要となる場合には、情報取扱責任者が、迅速かつ正確な会社情報を開示することとしております。

(2) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署の情報担当責任者から速やかに経営企画室に情報が集約され、取締役社長及び情報取扱責任者に対して報告が行われます。

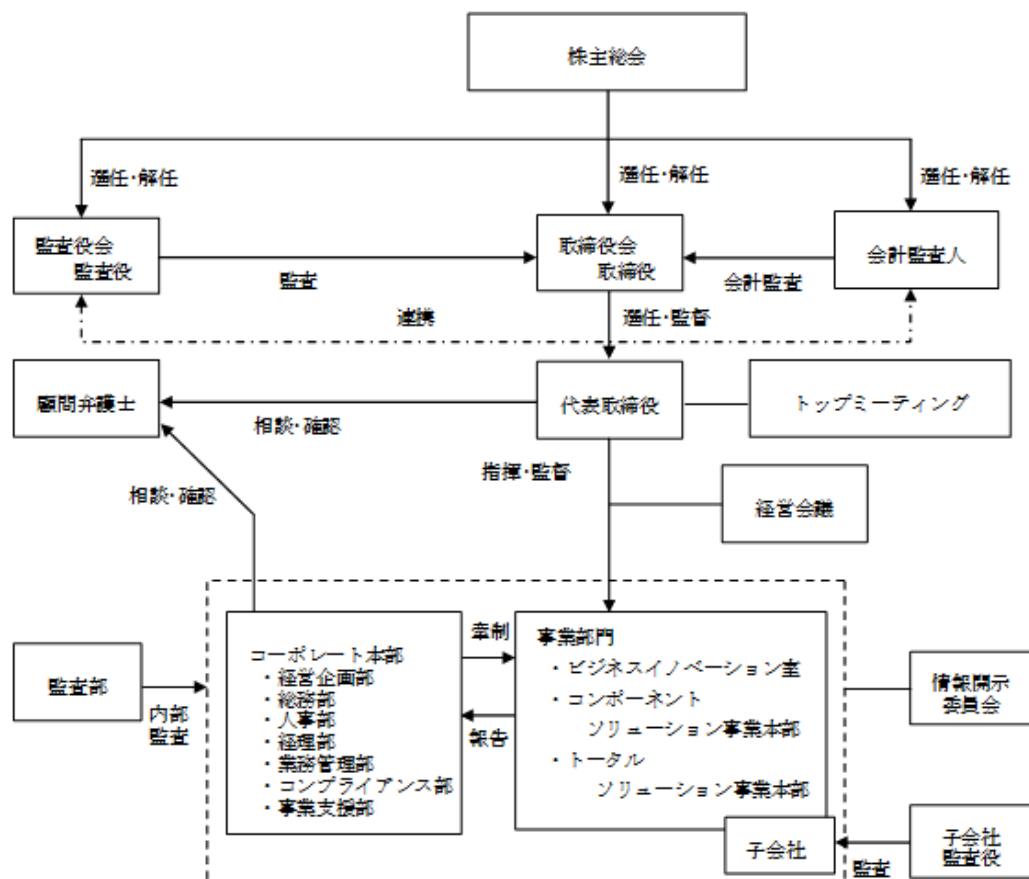
当該情報について、情報開示委員会で内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かを検討し、開示が必要となる場合には情報取扱責任者が、迅速かつ正確な会社情報を開示することとしております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、連結対象子会社を含めたすべての情報が経理部に集約され、決算財務数値を作成しており、随時取締役社長及び情報取扱責任者に対して報告され、情報開示委員会において、開示内容についての確認が行われます。

決算内容については会計監査人による監査が期末に偏ることなく期中から平均的に実施されており、最終的に決算に関する取締役会の承認を受けて情報取扱責任者が、決算情報を開示することとしております。

その他の決算に関する情報については、適時経営企画室より取締役社長及び情報取扱責任者に報告が行われ、情報開示委員会で内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かを検討し、開示が必要となる場合には情報取扱責任者が、迅速かつ正確な会社情報を開示することとしております。



別表 第2 (情報管理体制)

